**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍神奈川県川崎市川崎区四谷上町三五番地、最後の住所川崎市川崎区四谷上町六番二三号　被相続人　亡　佐藤　文彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月二十一日

川崎市川崎区東田町五番地三ホンマビル四階　相続財産管理人　竹内　克己

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍川崎市川崎区田島町二〇番地八、最後の住所不明　被相続人　亡　松下　一男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月二十一日

川崎市川崎区東田町五番地三ホンマビル四階　相続財産管理人　弁護士　伊藤　諭

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍和歌山県日高郡みなべ町大字滝二一九番地、最後の住所和歌山県東牟婁郡古座川町池野山八五九番地　被相続人　亡　岩崎とよ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月二十一日

和歌山県田辺市中屋敷町二四番地一一　相続財産管理人　司法書士　栗原　雅人

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍広島県東広島市西條町大字御薗宇四六二四番地、最後の住所東京都新宿区戸山一丁目六番一五号戸山一丁目アパート三〇三　被相続人　亡　渡邉　久二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月二十一日

山口県岩国市麻里布町五丁目七番二八―一〇二号　相続財産管理人　河本　豊彦

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍岡山県倉敷市大畠二丁目一一九二番地、最後の住所徳島県三好市池田町州津堂面二一五番地　被相続人　亡　東上　秀信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月二十一日

徳島県三好郡東みよし町昼間二八一六番地二　相続財産管理人　司法書士　山口　浩志

**無縁墳墓等改葬公告**

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から1年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十二年七月二十一日

一、墳墓等所在地　東京都板橋区中台三丁目一二〇一番地四、一二〇三番地五

一、墳墓等の名称　延命寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍不詳、高橋仙吉、日比野金造、谷口久吉、小原亀太郎、佐伯久一郎

一、改葬を行おうとする者　東京都板橋区中台三丁目一二番一八号　延命寺　住職　大塚隆道

**旅行業協会ボンド保証制度保証金取戻し公告**

社団法人日本旅行業協会ボンド保証規程第三十一条第一項の規定により次のように公告します。

一、当協会のボンド保証会員であった旅行業者

㈠　旅行業の登録番号及び登録年月日　観光庁長官登録旅行業第八二六号　昭和六十三年六月二十八日

㈡　商号　株式会社ヒヌ・ティー・ヒス

㈢　名称、住所及び代表者の氏名　株式会社ヒヌ・ティー・ヒス　東京都中央区築地五丁目三番三号　代表取締役　田部井敏彦

㈣　主たる営業所の名称及び所在地　本社営業所　東京都中央区築地五丁目三番三号

平成二十二年七月二十一日

山口県岩国市麻里布町五丁目七番二八―一〇二号　相続財産管理人　河本　豊彦

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍岡山県倉敷市大畠二丁目一一九二番地、最後の住所徳島県三好市池田町州津堂面二一五番地　被相続人　亡　東上　秀信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月二十一日

徳島県三好郡東みよし町昼間二八一六番地二　相続財産管理人　司法書士　山口　浩志

**無縁墳墓等改葬公告**

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から1年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十二年七月二十一日

一、墳墓等所在地　東京都板橋区中台三丁目一二〇一番地四、一二〇三番地五

一、墳墓等の名称　延命寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍不詳、高橋仙吉、日比野金造、谷口久吉、小原亀太郎、佐伯久一郎

一、改葬を行おうとする者　東京都板橋区中台三丁目一二番一八号　延命寺　住職　大塚隆道

**旅行業協会ボンド保証制度保証金取戻し公告**

社団法人日本旅行業協会ボンド保証規程第三十一条第一項の規定により次のように公告します。

一、当協会のボンド保証会員であった旅行業者

㈠　旅行業の登録番号及び登録年月日　観光庁長官登録旅行業第八二六号　昭和六十三年六月二十八日

㈡　商号　株式会社ヒヌ・ティー・ヒス

㈢　名称、住所及び代表者の氏名　株式会社ヒヌ・ティー・ヒス　東京都中央区築地五丁目三番三号　代表取締役　田部井敏彦

㈣　主たる営業所の名称及び所在地　本社営業所　東京都中央区築地五丁目三番三号

二、当協会のボンド保証会員となった年月日　平成十一年九月三日

三、当協会のボンド保証会員としての身分を失った年月日　平成二十二年六月二十三日

四、当協会に預託した保証金等の額　金百万円也

五、第一号のボンド保証会員であった者との旅行業務に関する取引で当協会のボンド保証会員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通並びに本会のボンド保証規程の定めるところによりボンド弁済申請書一通を当協会に提出してください。なお、弁済業務規約に定める弁済限度額及びボンド保証規程に定める弁済限度額は、それぞれ、金七千万円及び金百万円です。

六、前号の期間内に認証申出書及びボンド弁済申請書の提出がなかった場合は当協会はボンド保証規程に基づく弁済を行いません。また、第四号の保証金はボンド保証会員であった者に取り戻されます。

平成二十二年七月二十一日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号　社団法人日本旅行業協会　会長　金井　耿

**旅行業者営業保証金取戻し公告**

旅行業法第9条第7項及び旅行業者営業保証金規則第9条第1項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第3項及び旅行業者営業保証金規則第9条第2項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第1項及び旅行業者営業保証金規則第9条第3項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成22年7月21日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①株式会社ジョイスサポート　②第3種旅行業　③岩手県知事登録旅行業第3―192号　④株式会社ジョウスサポート　岩手県盛岡市東安庭二丁目1―30　代表取締役　小苅米淳一　⑤本部営業所　岩手県盛岡市東安庭二丁目1―30　⑥平成16年6月9日　⑧平成22年6月30日　⑩300万円　⑪岩手県知事　⑫岩手県盛岡市東安庭二丁目1―30　株式会社ジョイス　代表取締役兼社長執行役員　小苅米秀樹

B　①狭山バス運輸有限会社　②第3種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第3―991号　④狭山バス運輸有限会社　埼玉県狭山市柏原448―2　代表取締役　伏川文子　⑤営業所　埼玉県狭山市入間川1―18―25　⑥平成17年12月7日　⑧平成22年6月18日　⑩300万円　⑪埼玉県狭山市柏原448―2　狭山バス運輸有限会社　代表取締役　伏川文子